

総社市水道料金等検討委員会設置要領

(設置)

第1条 総社市水道事業及び総社市下水道事業の健全な経営を確保するため、水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)について、関係者に広く意見を求めることを目的に、総社市水道料金等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を意見書として市長に提出するものとする。

- (1) 水道料金等の見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱を受けた日から第2条に規定する意見書の提出が完了した日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、最初に招集される会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、関係者等を委員会に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境水道部上水道課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和7年9月4日から施行する。